

議員提出議案第3-2号

あきる野市議会の議決すべき事件に関する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和3年3月26日

あきる野市議会議長 天野正昭 殿

提出者 あきる野市議会議員 辻 よし子

賛成者 あきる野市議会議員 堀江 武史

〃 〃 増崎 俊宏

提案理由

介護老人福祉施設の新設は、本市における今後の高齢者福祉において重要な政策であり、議会が市長等と共に市民に対する責任を担うべき事件であるため。

あきる野市議会の議決すべき事件に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、あきる野市議会基本条例（平成27年あきる野市条例第29号）第14条第2項第2号の規定により、議会の議決すべき事件を定めるものとする。

(議決すべき事件)

第2条 前条の議決すべき事件は、介護老人福祉施設の創設に伴う整備計画に関する意見書の提出を決定することとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。